（円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、ミャンマー連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とミャンマー連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百九十九億四千九百万円（二九、九四九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ミャンマー連邦共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ミャンマー連邦共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特にこの書簡の付表3欄、4欄及び5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、計画に基づきミャンマー連邦共和国政府が最終借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。

4(1)　借款の一部は、ミャンマー連邦共和国政府が調達適格国のコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

5　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

6　ミャンマー連邦共和国政府は、4(1)に規定する役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドラインに従って調達されることを確保する。

7　ミャンマー連邦共和国政府は、借款に基づく役務の購入に関連して購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

8　4(1)に規定する役務の供給に関連してミャンマー連邦共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためミャンマー連邦共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

9(1)　ミャンマー連邦共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　コンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる役務の供給から生ずる所得に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(c)　コンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(d)　コンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な資材及び設備の輸入に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(e)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のためコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(2)　ミャンマー連邦共和国政府は、コンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な生産物又は役務に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての商業税を負担する。

10　ミャンマー連邦共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

11　ミャンマー連邦共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

12　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

13　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年三月二十九日にネーピードーで

在ミャンマー連邦共和国
日本国臨時代理大使　吉廣朋子

ミャンマー連邦共和国
計画・財務副大臣　マウン・マウン・ウィン閣下

付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　住宅金融拡充計画	百五十億円	〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	八年
2　中小企業金融強化計画（フェーズ2）	百四十九億四千九百万円	〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	七年
総額	二百九十九億四千九百万円			